

## 国立大学法人岩手大学学長選考に係る意向聴取実施要領

(平成27年3月24日学長選考会議)

国立大学法人岩手大学学長選考細則(以下、「学長選考細則」という。)第8条第2項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学(以下、「本学」という。)の学長選考に係る意向聴取の実施に関し、以下のとおり要領を定める。

### (意向聴取の実施)

- 第1 学長選考会議は、学長選考細則第7条第1項に規定する意向聴取を実施しようとするときは、学長候補者の氏名、投票の期日及び投票場を公表するものとする。
- 2 前項の投票(以下、「意向投票」という。)は、公表の日から30日以内に行うものとし、第2に規定する投票資格者の単記無記名の方法により行う。
- 3 意向投票日に投票が不可能な投票資格者は、意向聴取実施の公表の日から意向投票日前日までの間で、学長選考会議が定める3日間に、期日前投票を行うことができる。
- 4 学長選考会議は、第1項の投票場を定めるに当たり遠隔地に勤務する投票資格者のために投票場を定めることができる。
- 5 意向聴取の事務は、学長選考会議の管理の下に、総務部が処理する。

### (投票資格者)

- 第2 第1の意向投票を行う投票資格者は、学長選考細則第3条第2項各号に掲げる者とする。
- 2 前項に規定する投票資格者は、意向聴取の実施を公表する日に本学に在職する者とする。
- 3 前項の資格を有する者が投票の日までにその身分を失ったときは、投票資格を失う。ただし、期日前投票後にその身分を失ったときの投票は有効とする。

### (投票)

- 第3 投票は、投票資格者により、指定の期日に指定の投票場において行う。
- 2 投票資格者は、受付に職員証等を提示し、投票用紙を受け取り投票する。

### (投票の立会)

- 第4 学長選考会議は、第2の事務職員のうちから4名の投票立会人を選出し、第3の投票に立ち合わせる。
- 2 前項の投票立会人のほか、学長選考会議は、第1第4項の規定により遠隔地に投票場を定めた場合は、第2の職員のうちから2名の投票立会人を選出し、第3の投票に立ち合わせる。

(開票)

第5 学長選考会議は、学長選考会議委員のうちから4名の開票立会人を選出し、開票に立ち合わせる。

2 学長選考会議は、開票の結果を保存する。

(投票の効力)

第6 氏名の明らかなでない投票は、無効とする。ただし、氏名に誤字等があっても、投票資格者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

2 投票の効力は、開票立会人が、これを判定する。

(意向聴取結果の公表)

第7 本実施要領による意向聴取の結果は、学長選考細則第10条第2項の規定により、公表する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年12月22日から施行する。